

2019年12月26日
全国港湾19発第44号

四役・中央執行委員
各 単組委員長
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



船社のコンソーシアム、「自動化・機械化」など港湾「合理化」に対する 職場の実態把握を進める取り組みに関する指示

既報の通り、19年12月20日に行った中央事前協議会において、MSC社の事前協議事案は労使合意に至らずその申請を実施しないことになりました。しかし、報道などによれば、ONEなど各船社は引き続きコンソーシアム再編を企図していると判断せざるを得ません。

一方、同日に行った「機械化・自動化」問題に関する労使協議についても、労使の主張はかみ合わないまま推移しました。この点についても、政府・国交省と港湾利用者は、引き続き「A1ターミナル事業」の推進を企図していることに変わりはありません。

したがって、船社サイドからはコンソーシアムの再編、行政・ユーザーからは港湾「合理化」の攻勢が、いま以上に強まるものと判断せざるを得ません。19年12月25日に開催した四役会議は、こうした判断に立って、あらためて産別の方針を組織的に再確認するとともに、変化する職場の実態把握を進めることが重要と確認しました。

については、各単組・地区港湾において、次の取り組みを実施するよう指示します。

記

1. コンソーシアムの再編の検証のための実態把握について

- (1) 各地区港湾は、18年度・19年度と続いたONEを軸としたコンソーシアムの再編の結果、雇用と就労がどのように変化し、具体的な影響はどのようなものであったかの実態把握を取り組むこと。この場合、19年4月からのONEの暫定稼働に際して、中央事前協議会で「検証する」ことを確認しており、この作業に資するものとしての実態把握であることに留意されたい。
- (2) 具体的には、当該港において、ONEの稼働が18年度と19年度でどのような変化が起きているかに着目し、船社と航路ごとに雇用と就労、取扱貨物量と就労口数がどのような変化したかを把握されたい。把握の方法は、当該地区港湾の判断に委ねるが、次項(5)の「実態把握事例」を参考に取組まれたい。

- (3) 各単組は、地区港湾の実態把握の取り組みが進むよう縦指示を取り組むこと。
- (4) 実態把握の結果については、一次集約(中間報告も可)を20年1月末とします。中間報告となる場合は、継続して調査を進め、第二次集約を、2月14日とします。
- (5) 実態把握事例

事例① ○○港Yバース/コンソーシアムAB/○○航路

18年 船社A/元請A ○○万TEU/6隻

船社B/元請B ○○万TEU/8隻

19年 船社A/元請A ○○万TEU(○○%減)/4隻 *約○人不就労

船社B/元請B ○○万TEU(○○%増)/10隻

19年4月からの稼働について、地区労使の努力の結果、当初は雇用秩序が保たれていたが、本船の入れ替えで扱い貨物量が減って、当初の思惑通りに進んでいない。

事例② ○○港Zバース/コンソーシアムCDE/○○航路

18年 船社C/元請C ○○万TEU/10隻

船社D/元請D ○○万TEU/3隻

船社E/元請E ○○万TEU/2隻

19年 船社C/元請C ○○万TEU(○○%減)/5隻 *年間○人減

船社D/元請D ○○万TEU(○○%増)/6隻

船社E/元請E ○○万TEU(○○%増)/4隻

19年4月からの稼働について、何とか雇用確保の措置を講じたが、船社間の極端な船の増減・航路再編があれば、再び雇用不安が生まれる。

2. 機械化・自動化に対する取り組み。

- (1) RTGの遠隔操作導入事業(公募)について、組合は反対であり、関係者の合意なしに公募しないことを申し入れる取り組みを実施したことに鑑み(別添:公文116号)、各地区港湾は、あらためて20年度の公募に対しても、同様の趣旨で関係者に周知する取り組みを行うこと。

なお、19年度の同事業に関する公募を国交省が強行したことに、全国港湾として抗議の申し入れをしたことにも留意されたい(別添:公文40号)。

- (2) 各地区港湾は、当該地区(港)において、RTG遠隔操作導入事業に係る20年度の公募の件、並びに、これらに関係して何らかの動き(公募の準備、公募に向けた関係者の協議等)がある場合には、全国港湾書記局に、文書にて報告されたい。
- (3) 各単組は、地区港湾の実態把握の取り組みが進むよう縦指示を取り組むこと。

以上

- <添付> ① 港湾機能高度化施設事業(公募)に関する取り組み指示(公文116号)
② 港湾機能高度化施設事業(公募)に関する抗議申し入れ(公文40号)。